

件名

金融サービスの提供に関する法律施行令第二十九条第一項第二号及び第五号の規定に基づき、金融サービス仲介業者賠償責任保険契約の要件を定める件の一部を改正する件

○金融庁告示第 号

金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和五年法律第七十九号）の一部の施行及び金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和六年政令第 号）の施行に伴い、金融サービスの提供に関する法律施行令第二十九条第一項第二号及び第五号の規定に基づき、金融サービス仲介業者賠償責任保険契約の要件を定める件（令和三年金融庁告示第三十号）の一部を次のように改正し、令和六年二月一日から適用する。

令和六年 月 日

金融庁長官 栗田 照久

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十四号）第二十九条第一項第二号及び第五号の規定に基づき、金融サービス仲介業者賠償責任保険契約の要件を次のように定める。</p> <p style="text-align: center;">（金融サービス仲介業者賠償責任保険契約の要件）</p> <p>第一条 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律施行令（以下「令」という。）第二十九条第一項第二号に規定する金融庁長官の定める額は、当該金融サービス仲介業者が金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号。以下「法」という。）第二十二條第一項の規定により供託しなければならぬ保証金の額の百分の一に相当する額とする。</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>金融サービスの提供に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十四号）第二十九条第一項第二号及び第五号の規定に基づき、金融サービス仲介業者賠償責任保険契約の要件を次のように定め、令和三年十一月一日から適用する。</p> <p style="text-align: center;">（金融サービス仲介業者賠償責任保険契約の要件）</p> <p>第一条 金融サービスの提供に関する法律施行令（以下「令」という。）第二十九条第一項第二号に規定する金融庁長官の定める額は、当該金融サービス仲介業者が金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号。以下「法」という。）第二十二條第一項の規定により供託しなければならない保証金の額の百分の一に相当する額とする。</p>